- 1 2024年8月2日、旭川地方検察庁は、旭川市内で発生した事件(以下「本事件」という。)に関して、特定少年について公判請求するとともに、 当該特定少年について北海道内で実名を初めて公表し、一部の報道機関が、 実名を含む報道を行った。
- 2 2022年4月1日に施行された「少年法等の一部を改正する法律」(以下「改正少年法」という。)は、18歳または19歳の少年を「特定少年」と定義したうえで、同法第68条において、特定少年のときに犯した犯罪について公判請求された場合に、少年の氏名、年齢、職業、住居、容ぼう等により当該事件の本人であることを推知することができるような報道(以下「推知報道」という。)の禁止を解除した。
- 3 改正少年法においても、特定少年は少年法の適用を受ける少年であり、少年法の健全育成の趣旨が妥当する。このため、改正少年法成立の際、参議院の法務委員会で「特定少年のとき犯した罪についての事件広報に当たっては、事案の内容や報道の公共性の程度には様々なものがあることや、インターネットでの掲載により当該情報が半永久的に閲覧可能となることをも踏まえ、いわゆる推知報道の禁止が一部解除されたことが、特定少年の健全育成及び更生の妨げとならないよう十分配慮されなければならないことの周知に努めること。」等の附帯決議がなされ、衆議院の法務委員会でも同様の附帯決議がなされたのである。
- 4 ひとたび少年の実名等が公表され報道がなされると、現代社会においては 情報が容易に拡散され、かつ、インターネット上に半永久的に残り続ける ことになるため、これが将来にわたって少年の更生を阻害するおそれは極 めて強い。このような少年の健全育成及び更生に対する影響の大きさに鑑 み、少年の推知事項の公表・報道はすべきでない。
- 5 それにもかかわらず、今回、初めて少年の実名を旭川地方検察庁が公表し、 一部の報道機関がこれを報道したことは、誠に遺憾である。旭川地方検察 庁及び実名報道をした一部報道機関は、「特定少年の健全育成及び更生の 妨げとならないよう十分配慮されなければならない」との附帯決議の趣旨 に反したものとして遺憾と言わざるを得ない。
- 6 他方で、今回、旭川地方検察庁が実名公表を行ったにもかかわらず、事件 の内容や少年法の理念などを踏まえて、主体的な判断により実名報道を行 わなかった報道機関があったことは、高く評価される。
- 7 特定少年の健全育成及び更生の機会を保障するため、旭川地方検察庁に対しては、実名等の公表を行わないよう強く求めるとともに、報道機関に対しては、検察庁が特定少年の実名等を公表した場合であっても、主体的な判断により推知報道を行わないよう、強く求めるものである。

2024年(令和6年)8月19日 旭川弁護士会会長 大箸 信之